＜様式1＞

平成 30年 07月 09日

国土交通大臣　殿

地域型住宅グリーン化事業　適用申請書

【平成30年度】

本申請書の内容により、地域型住宅グリーン化事業の適用を申請します。
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実に相違ありません。

地域型住宅の名称	MotherLakeと暮らす「近江びわ湖の家」
グループの名称	一般社団法人滋賀でいい暮らしいえづくりの会
直近採択グループ番号	06-0666-0508

（グループ代表者）

代表者名	秋村　洋　代表者印
代表者所属先	一般社団法人滋賀でいい暮らしいえづくりの会
代表者所在地	滋賀県彦根市西沼波町175-1
代表者電話番号	0749-22-4771

（グループ事務局）

事務局事業者名	株式会社滋賀原木
事務局担当者名	木村　和彦　印
事務局郵便番号	522-0038
事務局所在地	滋賀県彦根市西沼波町175番地の1
事務局電話番号	0749-22-4771
事務局FAX	0749-26-2535
事務局担当者E-mail	kimurak@shigagenboku.co.jp

※）　日付以外は、様式2-1からリンクする為、入力は必要はありません。

＜地域型住宅の生産体制＞　　＜様式２－１＞

１．地域型住宅の名称(必須)	MotherLakeと暮らす「近江びわ湖の家」
２．グループの名称(必須)	一般社団法人滋賀でいい暮らしいえづくりの会
３．直近採択グループ番号(必須)	06-0666-0508
４．地域型住宅供給対象地域(必須)	滋賀県・京都府
５．結成年(必須)	2012　年
６．グループ代表者名(必須)	秋村　洋
７．グループ代表者の所属先(必須)	一般社団法人滋賀でいい暮らしいえづくりの会
８．グループ代表者所在地(必須)	滋賀県彦根市西沼波町175-1
９．グループ代表者電話番号(必須)	0749-22-4771
１０．グループ事務局事業者名(必須)	株式会社滋賀原木
１１．グループ事務局担当者名(必須)	木村　和彦
１２．グループ事務局郵便番号(必須)	522-0038
１３．グループ事務局所在地(必須)	滋賀県彦根市西沼波町175番地の１
１４．グループ事務局電話番号(必須)	0749-22-4771
１５．グループ事務局FAX番号(必須)	0749-26-2535
１６．グループ事務局担当者E-mail(必須)	kimurak@shigagenboku.co.jp

（構成員数）		（構成員を含まない理由）
Ⅰ．原木供給	9	産地が国外の合法木材を利用する事で供給事業者が特定出来ない場合でも、地域材の調達手続きが明確な場合。
Ⅱ．製材・集成材製造・合板製造	11	製材・製造が国外で特定出来ない場合でも、地域材の調達手続きが明確な場合。
Ⅲ．建材流通（木材を扱わない事業者を除く）	3	製材事業者やプレカット事業者から直接仕入れを行う場合。
Ⅳ．プレカット	5	全て手刻み加工による場合は、製材事業者や建材流通事業者から仕入を行うため。
Ⅴ．設計	4	施工事業者が設計する場合。
Ⅵ．施工	10	
Ⅶ．木材を扱わない流通	1	
Ⅷ．Ⅰ～Ⅶ以外の業種	6	

	対象となる地域材の名称	地域材の産地	認証制度等の名称 ※以下該当の1、2、3の番号を番号記入欄に記入してください。 1.都道府県の産地認証制度等によるもの 2.民間の第三者機関による認証制度(FSC、PEFC、SGEC等) 3.林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性のためのガイドライン(平成18年2月)に基づき合法性が証明されるもの 4.クリーンウッドに基づき合法であることが確認された木材・木材製品（合法伐採木材等証明）	番号記入欄	国内・国外
A．使用する地域材に関する事項　(必須)	■　合法木材証明制度を利用する	国産材		3	国内
	■　合法木材証明制度を利用する	外材		3	国外
	■　PEFC認証制度を利用する	国産材		2	国内
	■　PEFC認証制度を利用する	外材		2	国外
	■　SGEC認証制度を利用する	国産材		2	国内
	■　FSC認証制度を利用する	国産材		2	国内
	■　FSC認証制度を利用する	外材		2	国外
	■　FIPC認証制度を利用する	国産材		2	国内
	■　クリーンウッド法に基づく証明	国産材		4	国内
	■　クリーンウッド法に基づく証明	外材		4	国外
	びわ湖材	滋賀県	びわ湖材産地証明制度	1	国内

B．平成３０年度における補助対象の木造住宅 の申請要望戸数、地域材加算要望戸数、 三世代同居対応加算要望戸数（必須）	長寿命型	長期優良住宅	経験工務店（4戸（8戸）以上）の申請戸数	今年度要望する戸数（上限100万円）		16	戸
				加算申請	上記の内、地域材加算を要望（上限20万円）	16	戸
					上記の内、三世代同居加算を要望（上限30万円）	2	戸
				その内9月までに交付申請が確実にできる戸数（上限100万円）		5	戸
				加算申請	上記の内、地域材加算の申請が確実（上限20万円）	5	戸
					上記の内、三世代同居加算の申請が確実（上限30万円）	1	戸
			未経験工務店（3戸（7戸）以下）の申請戸数	今年度要望する戸数（上限110万円）		10	戸
				加算申請	上記の内、地域材加算を要望（上限20万円）	10	戸
					上記の内、三世代同居加算を要望（上限30万円）	2	戸
				その内9月までに交付申請が確実にできる戸数（上限110万円）		2	戸
				加算申請	上記の内、地域材加算の申請が確実（上限20万円）	2	戸
					上記の内、三世代同居加算の申請が確実（上限30万円）	0	戸
	高度省エネ型	認定低炭素住宅	経験工務店（4戸（8戸）以上）の申請戸数	今年度要望する戸数（上限100万円）		12	戸
				加算申請	上記の内、地域材加算を要望（上限20万円）	12	戸
					上記の内、三世代同居加算を要望（上限30万円）	2	戸
				その内9月までに交付申請が確実にできる戸数（上限100万円）		4	戸
				加算申請	上記の内、地域材加算の申請が確実（上限20万円）	4	戸
					上記の内、三世代同居加算の申請が確実（上限30万円）	0	戸
			未経験工務店（3戸（7戸）以下）の申請戸数	今年度要望する戸数（上限110万円）		5	戸
				加算申請	上記の内、地域材加算を要望（上限20万円）	5	戸
					上記の内、三世代同居加算を要望（上限30万円）	1	戸
				その内9月までに交付申請が確実にできる戸数（上限110万円）		3	戸
				加算申請	上記の内、地域材加算の申請が確実（上限20万円）	3	戸
					上記の内、三世代同居加算の申請が確実（上限30万円）	0	戸
		性能向上計画認定住宅	経験工務店（4戸（8戸）以上））の申請戸数	今年度要望する戸数（上限100万円）		3	戸
				加算申請	上記の内、地域材加算を要望（上限20万円）	3	戸
					上記の内、三世代同居加算を要望（上限30万円）	1	戸
				その内9月までに交付申請が確実にできる戸数（上限100万円）		2	戸
				加算申請	上記の内、地域材加算の申請が確実（上限20万円）	2	戸
					上記の内、三世代同居加算の申請が確実（上限30万円）	0	戸
			未経験工務店（3戸（7戸）以下）の申請戸数	今年度要望する戸数（上限110万円）		3	戸
				加算申請	上記の内、地域材加算を要望（上限20万円）	3	戸
					上記の内、三世代同居加算を要望（上限30万円）	1	戸
				その内9月までに交付申請が確実にできる戸数（上限110万円）		1	戸
				加算申請	上記の内、地域材加算の申請が確実（上限20万円）	1	戸
					上記の内、三世代同居加算の申請が確実（上限30万円）	0	戸
		ゼロ・エネルギー住宅	経験工務店（4戸（8戸）以上）による申請戸数	今年度要望する戸数（上限125万円）		12	戸
				加算申請	上記の内、地域材加算を要望（上限20万円）	12	戸
					上記の内、三世代同居加算を要望（上限30万円）	2	戸
				その内9月までに交付申請が確実にできる戸数（上限125万円）		3	戸
				加算申請	上記の内、地域材加算の申請が確実（上限20万円）	3	戸
					上記の内、三世代同居加算の申請が確実（上限30万円）	0	戸
			未経験工務店（3戸（7戸）以下）による申請戸数	今年度要望する戸数（上限140万円）		7	戸
				加算申請	上記の内、地域材加算を要望（上限20万円）	7	戸
					上記の内、三世代同居加算を要望（上限30万円）	1	戸
				その内9月までに交付申請が確実にできる戸数（上限140万円）		2	戸
				加算申請	上記の内、地域材加算の申請が確実（上限20万円）	2	戸
					上記の内、三世代同居加算の申請が確実（上限30万円）	0	戸

C. 平成30年度当初予算における補助対象の優良建築物の申請要望棟数及び床面積	優良建築物の申請棟数	今年度要望する棟数及び面積	1	棟	
			200	㎡	
		その内9月までに交付申請が確実にできる棟数及び面積	0	棟	
			0	㎡	

D. 当提案が採択された場合の各住宅事業者における補助対象戸数の配分ルール （必須）	契約済物件を条件とし、週単位でエントリーを受け付ける。週単位でのエントリーにて採択枠を超えた場合、抽選を行う。

E．平成２９年度の執行状況（必須）	長寿命型（長期優良住宅）									
	採択戸数	4	戸	交付申請戸数	2	戸	完了実績（竣工予定含む）戸数	2	戸	
	高度省エネ型（認定低炭素住宅）									
	採択戸数	1	戸	交付申請戸数	1	戸	完了実績（竣工予定含む）戸数	0	戸	
	高度省エネ型（性能向上計画認定住宅）									
	採択戸数	1	戸	交付申請戸数	1	戸	完了実績（竣工予定含む）戸数	0	戸	
	高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）									
	採択戸数	3	戸	交付申請戸数	3	戸	完了実績（竣工予定含む）戸数	3	戸	
	優良建築物型									
	採択棟数	0	棟	交付申請戸数	0	棟	完了実績（竣工予定含む）棟数	0	戸	
	採択床面積	0	㎡	交付申請床面積	0	㎡	完了実績（竣工予定含む）床面積	0	㎡	

＜様式 2-2・Ⅰ＞

＜グループ構成員記入用リスト＞Ⅰ．原木供給（長寿命型、高度省エネ型、優良建築物共通）

グループ構成員に原木供給者を含まない場合、及びグループにおける地域材供給ルートにおいて原木供給者を含まないことがある場合の理由
産地が国外の合法木材を利用する事で供給事業者が特定出来ない場合でも、地域材の調達手続きが明確な場合。

県番号	構成員番号	事業者名	代表者名	郵便番号	所在地	電話番号
Ⅰ．原木供給						
29	Ⅰ － 1	上吉野木材協同組合		639-3113	奈良県吉野郡吉野町飯貝1314-3	0746-32-2751
22	Ⅰ － 2	株式会社スンエン		427-0013	静岡県島田市御請229番地	0547-35-6111
25	Ⅰ － 3	滋賀県森林組合連合会		520-0801	滋賀県大津市におの浜四丁目1番20号	077-522-4658
23	Ⅰ － 6	株式会社東海木材相互市場		456-0033	愛知県名古屋市熱田区花表町21番1号	052-881-1551
34	Ⅰ － 7	ひろしま木材事業協同組合		737-0134	広島県呉市広多賀谷3-1-1	0823-71-7141
41	Ⅰ － 8	株式会社伊万里木材市場		849-4252	佐賀県伊万里市山代町楠久津145番地30	0955-20-2183
28	Ⅰ － 9	協同組合兵庫木材センター		671-4131	兵庫県宍粟市一宮町安積字丸山217-20	0790-72-8811
38	Ⅰ － 10	八幡浜官材協同組合		795-0086	愛媛県大洲市成能字大地原甲510番5	0893-50-1250
21	Ⅰ － 11	岐阜県森林組合連合会		500-8356	岐阜県岐阜市六条江東2-5-6	058-275-4890
	Ⅰ －					
	Ⅰ －					
	Ⅰ －					
	Ⅰ －					
	Ⅰ －					
	Ⅰ －					
	Ⅰ －					
	Ⅰ －					
	Ⅰ －					
	Ⅰ －					
	Ⅰ －					
	Ⅰ －					
	Ⅰ －					
	Ⅰ －					
	Ⅰ －					
	Ⅰ －					
	Ⅰ －					
	Ⅰ －					
	Ⅰ －					
	Ⅰ －					
	Ⅰ －					
	Ⅰ －					
	Ⅰ －					
	Ⅰ －					
	Ⅰ －					
	Ⅰ －					
	Ⅰ －					
	Ⅰ －					
	Ⅰ －					

＜グループ構成員記入用リスト＞Ⅱ．製材・集成材・合板製造（長寿命型、高度省エネ型、優良建築物共通）

＜様式 2-2・Ⅱ＞

グループ構成員に製材・集成材・合板製造業者を含まない場合、及びグループにおける地域材供給ルートにおいて製材・集成材・合板製造業者を含まないことがある場合の理由
製材・製造が国外で特定出来ない場合でも、地域材の調達手続きが明確な場合。

県番号	構成員番号	事業者名	代表者名	郵便番号	所在地	電話番号
Ⅱ．製材・集成材・合板製造						
28	Ⅱ － 9	協同組合兵庫木材センター		671-4131	兵庫県宍粟市一宮町安積字丸山217-20	0790-72-8811
38	Ⅱ － 10	八幡浜官材協同組合		795-0086	愛媛県大洲市成能字大地原甲510番5	0893-50-1250
25	Ⅱ － 12	株式会社滋賀原木		522-0038	滋賀県彦根市西沼波町175番地の1	0749-22-4771
34	Ⅱ － 13	中国木材株式会社		737-0134	広島県呉市広多賀谷三丁目1番1号	0823-71-7141
27	Ⅱ － 14	林ベニヤ産業株式会社		541-0041	大阪府大阪市中央区北浜四丁目8番4号	06-6228-1401
24	Ⅱ － 15	株式会社オオコーチ		515-0063	三重県松阪市大黒田町472番地	0598-26-1551
21	Ⅱ － 16	藤井ハウス産業株式会社		503-1316	岐阜県養老郡養老町押越1974	0584-32-1241
25	Ⅱ － 17	有限会社白谷製材		521-0311	滋賀県米原市伊吹954番地の3	0749-58-0003
29	Ⅱ － 18	吉野中央木材株式会社		639-3118	奈良県吉野郡吉野町橋屋57番地	0746-32-2181
41	Ⅱ － 19	西九州木材事業協同組合		849-4252	佐賀県伊万里市山代町楠久津145番地36	0955-20-2010
33	Ⅱ － 20	銘建工業株式会社		717-0013	岡山県真庭市勝山1209	086-744-2695
	Ⅱ －					
	Ⅱ －					
	Ⅱ －					
	Ⅱ －					
	Ⅱ －					
	Ⅱ －					
	Ⅱ －					
	Ⅱ －					
	Ⅱ －					
	Ⅱ －					
	Ⅱ －					
	Ⅱ －					
	Ⅱ －					
	Ⅱ －					
	Ⅱ －					
	Ⅱ －					
	Ⅱ －					
	Ⅱ －					
	Ⅱ －					
	Ⅱ －					
	Ⅱ －					
	Ⅱ －					
	Ⅱ －					
	Ⅱ －					
	Ⅱ －					
	Ⅱ －					
	Ⅱ －					
	Ⅱ －					

＜グループ構成員記入用リスト＞Ⅲ．建材流通（木材を扱わない事業者を除く、長寿命型、高度省エネ型、優良建築物共通）

グループ構成員に建材流通（木材を扱わない事業者を除く）を含まない場合、及びグループにおける地域材供給ルートにおいて建材流通（木材を扱わない事業者を除く）を含まないことがある場合の理由
製材事業者やプレカット事業者から直接仕入れを行う場合。

県番号	構成員番号	事業者名	代表者名	郵便番号	所在地	電話番号
Ⅲ．建材流通（木材を扱わない事業者を除く）						
25	Ⅲ － 12	株式会社滋賀原木		522-0038	滋賀県彦根市西沼波町175番地の1	0749-22-4771
26	Ⅲ － 21	辻井木材センター株式会社		604-8422	京都府京都市中京区西ノ京東月光町1-9	075-841-8455
29	Ⅲ － 22	株式会社丸産業		634-0831	奈良県橿原市曽我町32-2	0744-22-4390
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					
	Ⅲ －					

＜グループ構成員記入用リスト＞　Ⅳ．プレカット（長寿命型、高度省エネ型、優良建築物共通）

グループ構成員にプレカット事業者を含まない場合、及びグループにおける地域材供給ルートにおいてプレカット事業者を含まないことがある場合の理由
全て手刻み加工による場合は、製材事業者や建材流通事業者から仕入を行うため。

県番号	構成員番号	事業者名	代表者名	郵便番号	所在地	電話番号
Ⅳ．プレカット						
25	Ⅳ － 12	株式会社滋賀原木		522-0038	滋賀県彦根市西沼波町175番地の1	0749-22-4771
25	Ⅳ － 23	ポラテック西日本株式会社		520-3405	滋賀県甲賀市甲賀町隠岐2403番地17	0748-88-6551
23	Ⅳ － 24	中国木材株式会社名古屋プレカット部		498-0066	愛知県弥富市楠3-33	0567-68-6131
34	Ⅳ － 25	中国木材株式会社郷原工場		737-0161	広島県呉市郷原町一ノ松光山626-2	0823-77-2223
22	Ⅳ － 26	中国木材株式会社東海プレカット		421-0213	静岡県焼津市飯淵2027	054-622-7642
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					
	Ⅳ －					

＜グループ構成員記入用リスト＞Ｖ．設計（長寿命型、高度省エネ型、優良建築物共通）

＜様式 2-2・Ｖ＞

グループ構成員に設計事業者を含まない場合、その理由
施工事業者が設計する場合。

県番号	構成員番号	事業者名	代表者名	郵便番号	所在地	電話番号	省エネ講習修了済	省エネ講習受講予定
Ｖ．設計							○	○
23	Ｖ － 24	中国木材株式会社名古屋プレカット部		498-0066	愛知県弥富市楠3-33	0567-68-6131	○	
25	Ｖ － 27	S.A.D建築設計事務所		526-0016	滋賀県長浜市十里町255番地の21	0749-63-5269	○	
23	Ｖ － 28	ポラテック西日本株式会社一級建築士事務所		464-0025	愛知県名古屋市千種区桜が丘294第17オオタビル2階	052-788-2700	○	
27	Ｖ － 29	建築工房　樣		540-0037	大阪府大阪市中央区内平野町2丁目1-2ｱｲｴｽﾋﾞﾙ6B	06-6943-1877	○	
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							
	Ｖ －							

＜グループ構成員記入用リスト＞Ⅵ. 施工-1（長寿命型、高度省エネ型、優良建築物共通）

県番号	構成員番号	事業者番号	事業者名	代表者名	郵便番号	所在地	電話番号	省エネ講習修了済	省エネ講習受講予定
Ⅵ. 施工-1（長寿命型、高度省エネ型、優良建築物共通）							10	○	○
25	Ⅵ － 37		豊住研株式会社		526-0803	滋賀県長浜市西上坂町1025-1	0749-65-2334	○	
25	Ⅵ － 38	76475	大工屋工房～旬～		522-0038	滋賀県彦根市西沼波町３４０－１６	0749-20-9430	○	
25	Ⅵ － 39	76532	有限会社田邊工務店		521-1331	滋賀県近江八幡市安土町石寺１８３番地	0748-46-3575	○	
25	Ⅵ － 40	76456	匠堂合同会社		521-0072	滋賀県米原市顔戸１３６１－２０	0749-50-3208	○	
25	Ⅵ － 41		株式会社国友トータルサービス		526-0015	滋賀県長浜市神照町918	0749-63-1377	○	
25	Ⅵ － 42	76440	株式会社木屋長工務店		527-0027	滋賀県東近江市栄町７番１号	0748-22-0148	○	
25	Ⅵ － 43	76535	有限会社福川工務店		521-1112	滋賀県彦根市金沢町５８２番地２	0749-47-8111	○	
25	Ⅵ － 44	76396	株式会社プラネットリビング		521-1146	滋賀県彦根市柳川町２１２番地	0749-43-8200	○	
25	Ⅵ － 45	76428	株式会社辰己工務店		527-0127	滋賀県東近江市南清水町５４６番地１	0749-45-8281	○	
25	Ⅵ － 46	76373	株式会社アーキトラスト		525-0054	滋賀県草津市東矢倉4-8-57	077-565-1022	○	
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								
	Ⅵ －								

＜グループ構成員記入用リスト＞Ⅵ. 施工－2（長寿命型、高度省エネ型、優良建築物共通）

県番号	構成員番号	事業者番号	事業者名	平成29年（1月～12月）の元請実績及び直近3年の年平均元請実績										補助金活用実績の合計数(H27～H29)			被災地に該当	ZEHビルダーに該当	BELS工務店に該当
Ⅵ. 施工-2				元請の新築住宅供給戸数		うち木造長期優良住宅の実績		うち認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅の実績合算		うち木造ゼロエネ住宅の実績		優良建築物の着工床面積の実績		長期優良住宅	高度省エネ型住宅	ゼロエネ住宅	○	○	○
				H29年実績	直近3年平均	H29年実績	直近3年平均	H29年実績	直近3年平均	H29年実績	直近3年平均	H29年実績	直近3年平均						
25	Ⅵ － 37		豊住研株式会社	8 戸	7 戸	1 戸	1 戸	0 戸	0 戸	0 戸	0 戸	㎡	㎡	3以下	3以下	3以下			
25	Ⅵ － 38	76475	大工屋工房～旬～	0 戸	2 戸	0 戸	1 戸	0 戸	0 戸	0 戸	0 戸	㎡	㎡	3以下	3以下	3以下			
25	Ⅵ － 39	76532	有限会社田邊工務店	0 戸	1 戸	0 戸	1 戸	0 戸	0 戸	0 戸	0 戸	㎡	㎡	3以下	3以下	3以下			
25	Ⅵ － 40	76456	匠堂合同会社	5 戸	3 戸	0 戸	0 戸	0 戸	0 戸	4 戸	3 戸	㎡	㎡	3以下	3以下	4以上		○	
25	Ⅵ － 41		株式会社国友トータルサービス	5 戸	3 戸	0 戸	0 戸	0 戸	0 戸	0 戸	0 戸	㎡	㎡	3以下	3以下	3以下			
25	Ⅵ － 42	76440	株式会社木屋長工務店	25 戸	25 戸	1 戸	1 戸	0 戸	1 戸	1 戸	1 戸	㎡	㎡	3以下	3以下	3以下		○	
25	Ⅵ － 43	76535	有限会社福川工務店	2 戸	2 戸	1 戸	1 戸	0 戸	0 戸	1 戸	1 戸	㎡	㎡	3以下	3以下	3以下		○	
25	Ⅵ － 44	76396	株式会社プラネットリビング	6 戸	7 戸	5 戸	3 戸	0 戸	0 戸	0 戸	0 戸	㎡	㎡	3以下	3以下	3以下			
25	Ⅵ － 45	76428	株式会社辰己工務店	4 戸	4 戸	1 戸	0 戸	0 戸	0 戸	0 戸	0 戸	119 ㎡	40 ㎡	3以下	3以下	3以下			
25	Ⅵ － 46	76373	株式会社アーキトラスト	7 戸	5 戸	3 戸	2 戸	0 戸	0 戸	1 戸	1 戸	㎡	㎡	3以下	3以下	3以下			
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						
	Ⅵ －			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	㎡	㎡						

＜グループ構成員記入用リスト＞Ⅶ. 木材を扱わない流通

＜様式 2-2・Ⅶ＞

県番号	構成員番号	事業者名	代表者名	郵便番号	所在地	電話番号
Ⅶ. 木材を扱わない流通						
26	Ⅶ － 30	平安建材株式会社		615-0802	京都府京都市右京区西京極北庄境町27の1	075-311-9600
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					
	Ⅶ －					

＜グループ構成員記入用リスト＞Ⅷ．Ⅰ～Ⅶ以外の業種（畳、瓦、襖等の住宅資材の供給事業者等）

＜様式 2-2・Ⅷ＞

県番号	構成員番号	事業者名	代表者名	郵便番号	所在地	電話番号
Ⅷ．Ⅰ～Ⅶ以外の業種						
25	Ⅷ － 31	一般社団法人滋賀でいい暮らしいえづくりの会		522-0038	滋賀県彦根市西沼波町175-1	0749-22-4771
13	Ⅷ － 32	株式会社住宅あんしん保証		104-0031	東京都中央区京橋1丁目6番1号	03-3562-8120
25	Ⅷ － 33	レイクサイド・ビジュー		522-0026	滋賀県彦根市大堀町947-12	090-3623-1924
25	Ⅷ － 34	株式会社竹六商店		521-1242	滋賀県東近江市福堂町3488番地	0748-45-0231
13	Ⅷ － 35	一般社団法人全国住宅産業地域活性化協議会		104-0032	東京都中央区八丁堀3-1-9京橋北見ビル西館7階	03-3537-0287
25	Ⅷ － 36	株式会社田中瓦店		522-0069	滋賀県彦根市馬場二丁目1-55	0749-22-0828
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					
	Ⅷ －					

＜地域型住宅グリーン化事業に対する取り組み＞（長寿命型・高度省エネ型・優良建築物型共通）　　＜様式3－1＞

1．地域型住宅の名称・対象地域（必須）	（地域型住宅の名称）MotherLakeと暮らす「近江びわ湖の家」	（地域型住宅供給対象地域）滋賀県・京都府
2．グループの名称・結成年（必須）	（グループの名称）一般社団法人滋賀でいい暮らしいえづくりの会	（結成年）2012 年
3．過去のグリーン化事業採択グループ番号（必須）	06-0666-0508	

4．地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み　※記入した内容おいて「必ず実施する取組み」の場合は◎印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。
※住宅と建築物（非住宅））の両方を申請する場合において、取組に違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。

ア．特徴ある地域型住宅の目標設定

【平成30年度対応方針】		◎、○記入欄
①地域の気候・風土等に根差した地域型住宅の重視する性能	琵琶湖を持つ盆地が起因となり、一年を通して卓越風がほぼ一定方向から吹く地域と夏季冬季で風向きが変わる地域があるため、通風計画をたて風の利用や遮断を考慮した家づくりを行う。	◎
②地域の気候・風土等に根差した地域型住宅の建て方や様式	住宅は、主要構造体をびわ湖材と合法木材で生産し、地域材100%の家づくりとする。　また、非住宅においても主要構造体をびわ湖材と合法木材で生産し、地域材100%の建築物づくりとする。	◎
③地域の気候・風土等に根差した地域型住宅のデザインルール	住宅においては、卓越風を前提とした通風計画を立て、風の通り道や遮断の措置を行う。また、森林再生化や木を身近に感じられるように、近江びわ湖の家１棟あたり5本の植樹に寄与し内１本以上を建築敷地内に植樹するものとする。	◎
④ ①～③の背景	滋賀県内の特徴として以下のことがあげられる。 1．琵琶湖を持つ盆地が起因となり、一年を通して卓越風がほぼ一定方向から吹く地域と夏季冬季で風向きが変わる地域がある。 2．県内は湖東、湖西、湖南、湖北の４地域に分かれ、一般地域から多雪地域までそれぞれ積雪量等気候の異なる特徴がある。 3．地球温暖化防止対策や地産地消の循環型地域社会の創出に貢献するため、合法性が認められ伐採された原木と、その原木が県内において製材、加工された製品をびわ湖材と認証する制度がある。　4．天然林を伐って人工林にする拡大造林が減少しており、手入れの必要な杉、桧の人工林が多くある。	◎
⑤その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入してください。	グループの構成員で一昨年県内唯一のJAS認定工場を取得した事業体であり、びわ湖材の機械等級の格付けが容易となった。消費者の信頼性を確保するため、等級付けされたびわ湖材を使用した「近江びわ湖の家」を3棟生産する。また、非住宅においても利用促進に努め地域活性化を促す。　また住宅・非住宅に関わらず、外装若しくは内装で地域材による木質化を図る。	○

イ．効率的で適切な就業環境が確保された住宅生産体制の整備

【平成30年度対応方針】					◎、○記入欄
a	①-1 用材の寸法規格化	□ 行っていない	■ 行っている→	内容：住宅、非住宅において、通し柱は120ミリ角以上としそのほかの柱は105ミリ角以上を使用する。	◎
	①-2 使用建材の統一	□ 行っていない	■ 行っている→	内容：住宅においては、断熱材、太陽光設備、節水型水栓等の標準仕様を設定し講習会開催時に利用の促進を行う。また、建材についても4メーカーの統一を図る。そのため資材調達委員会を設置し検討する。	○
	①-3 標準仕様の設定	□ 行っていない	■ 行っている→	内容：住宅、木造建築物について各部位毎の施工技術の基準化については、第三者機関で当会構成員の一般社団法人全国住宅産業地域活性化協議会が監修された施工技術指針の推奨を図る。	○
	②-1 建材・資材調達の共同化	□ 行っていない	■ 行っている→	内容：本事業の木造建築物においてコストダウンができるように主要メーカーの抽出を行い材料の共同化ができないか検討する。また資材においても共同で購入したものが各現場で再使用できないか検討を行いコストダウンを図る。	○
	②-2 調達事務の合理化	□ 行っていない	■ 行っている→	内容：住宅、非住宅でびわ湖材という滋賀特有の材料選定を行うことがあるため、各施工構成員の建築物の受注状況を把握し製材事業者の在庫状況の把握を行うことで、材料手配のタイムロスをなくす。また、不足する状況が把握できたときは、事務局から川上に働きかけ原木の調整を行い川上から川下までの円滑な供給体制を取る。	◎
	③ 生産の合理化等に向けた検討委員会等の設置	□ 行っていない	■ 行っている→	内容：住宅、非住宅ともに工事工程をスムーズに進めることが必須である。その中において、本年の当会の理事会においてプレカットから建て方までの工程にスムーズさを欠く場合が多いことがあるとのことだった。そのため本年度はプレカット搬入から建て方まで一気通貫となるよう建て方協力チームの体制を整える。そのことにより、現状の課題解決を図り現場工程の合理化を図る。	○
	④ 生産の合理化等に向けて事務局が果たす役割	□ ない	■ ある →	内容：事務局が各施工業者の受注状況を確認し川上と情報を共有することによりタイムリーな生産体制を整備する。その際、事務局は使用材料の概算数量、樹種等も確認し川上へフィードバックする。	○
b	① グループの信頼性向上に向けた施工基準	□ ない	■ ある →	内容：住宅、木造建築物について各部位毎の施工技術の基準化については、第三者機関で当会構成員の一般社団法人全国住宅産業地域活性化協議会が監修された施工技術指針の推奨を図る。	○
	② グループの信頼性向上に向けた検査ルール	□ ない	■ ある →	内容：長寿命型住宅、認定低炭素住宅において、消費者の信頼性を向上させるため、第三者機関である株式会社住宅あんしん保証の「あんしん検査」（住宅あんしん保証検査体制）を利用する。　原木供給者から流通事業者まで、邸別チェックシートを使用し産地、加工、出荷の押印証明をつける。	◎
	③ グループの信頼性向上に向けた見積・積算のルール	□ ない	■ ある →	内容：消費者に対する価格の見える化を図るため、見積もりの表記を材工別の見積書とし、消費者に見積もりの説明を行い、確認同意書をもらう。その後消費者の確認が得られたかを事務局は確認する。	◎
	④ グループの信頼性向上に向けたその他の具体的取組	□ ない	■ ある →	内容：消費者保護のため第三者機関である株式会社住宅あんしん保証の「完成保証」を付保できる体制を整備し、消費者の完成後に対する不安を解消できる体制を整える。 現場の職人不足による住宅生産の効率の悪化を生じさせないために、職人不足が生じそうなときは構成員から事務局に連絡を取り各構成員の協力が得られる体制を整える。	○
c	① 週休2日制の導入の取組	■ ない	□ ある →	内容：週休2日制の導入における問題点等を構成員に聞き取りを行いより良い働きやすい環境を模索する。	○
	② 技能や経験にふさわしい処遇の実現に向けた取組	□ ない	□ ある →	内容：	
	③ 社会保険への加入	□ ない	■ ある →	内容：社会保険への加入が適切に行われているか工事開始前に事務局が確認する。	○
	④ 安全及び健康の確保のための取組	□ ない	■ ある →	内容：作業開始前のミーティング等で日々の健康状態を確認するように事務局が促す。	○
その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入してください。		消費者は平素現場を訪れることが困難であるため、常に現場状況や工程の把握ができるように現場の見える化を図る。そのため現場状況をタイムリーに建築主が閲覧可能な写真管理システムを利用する。このコンテンツにより、現場の生産者と消費者を直接的に結びつけ信頼性の確保を行う。事務局は、適切に使用できているか確認を行い研修会や個別サポートを行う。			◎

※） 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

１．地域型住宅の名称・対象地域（必須）	（地域型住宅の名称）MotherLakeと暮らす「近江びわ湖の家」	（地域型住宅供給対象地域）滋賀県・京都府
２．グループの名称・結成年月（必須）	（グループの名称）一般社団法人滋賀でいい暮らしいえづくりの会	（結成年）2012　年
３．過去のブランド化事業採択グループ番号（必須）	06-0666-0508	

４．地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み

※記入した内容おいて「必ず実施する取組み」の場合は◎印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。
※住宅と建築物（非住宅））の両方を申請する場合において、取組に違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。

ウ．長期にわたる住宅メンテナンス体制の整備

【平成30年度対応方針】						◎、○記入欄
a	①住宅履歴情報の蓄積	①-1 内容・蓄積の共通ルール	□ ない	■ ある →	内容：履歴情報の蓄積として第三者機関である株式会社住宅あんしん保証の第三者住宅履歴管理シ	◎
		①-2 情報サービス機関の活用	□ ない	■ ある →	内容：第三者機関である株式会社住宅あんしん保証の第三者住宅履歴管理システムである「あんしん	◎
		①-3 履歴情報蓄積の確認手法	□ ない	■ ある →	内容：維持管理における点検の漏れを防止するために事務局は、「あんしんいえかるて」に適切に入力	◎
	②メンテナンス基準の整備	②-1 点検の共通ルール	□ ない	■ ある →	内容：維持管理の診断・点検方法としては、一般社団法人全国住宅産業地域活性化協議会が監修し	◎
		②-2 補修の共通ルール	□ ない	■ ある →	内容：メンテナンス・リフォームの標準化を図るため、一般社団法人全国住宅産業地域活性化協議会	○
		②-3 点検補修実施の確認手法	□ ない	■ ある →	内容：点検補修実施は「あんしんいえかるて」を適切に利用できているかを年１回事務局から施工事業	◎
	③住まいの管理	③-1 住まい管理勉強会の実施	□ ない	■ ある →	内容：一般財団法人住宅普及協会監修の「住まいの管理手帳」をもとに年１回行う。	○
		③-2 DIY体験会等の実施	□ ない	■ ある →	内容：施工キットを作成し、現場見学会の時に適宜開催する。	○
		③-3 その他の相談会等の実施	□ ない	■ ある →	内容：現場見学会の各会場において住宅相談会を実施する。また、一般社団法人全国住宅産業地域	◎
	④	維持管理委員会等の設置	□ ない	■ ある →	内容：グループ内において、維持管理に関する問題点や改善方法を検討するため維持管理ワーキング	○
	⑤	その他の維持管理の手法	□ ない	■ ある →	内容：ワーキンググループ内においては、現状の維持管理方法や標準施工について問題点等を検出し	○
b	①	グループ構成員の倒産廃業時のバックアップルール	□ ない	■ ある →	内容：グループ内の施工構成員で倒産廃業事業者が出た場合の対応策として、第三者の現場調査を	◎
	②	過去の瑕疵内容等に学ぶ勉強会の実施	□ ない	■ ある →	内容：瑕疵内容の事例集を作成しその判例を基に年１回ワーキングショップ形式の勉強会を行う。	○
その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入してください。			住宅において、維持管理対策等級3を満たす維持管理計画書を作成し指定時期（1年・3年・5年・10年・15年・20年・25年・30年）における点検を実施し点検結果を「あんしんいえかるて」に蓄積する。点検項目、点検調査票については標準化を図るため統一して書式を活用する。			◎

エ．グループの技術力の向上

【平成30年度対応方針】						◎、○記入欄
a	①	未経験工務店等への施工技術研修会等の開催	□ ない	■ ある →	内容：未経験工務店のみならず少棟数の経験しかない施工構成員を対象とした設計施工技術研修会	○
	②-1	品質管理のための共通ルール	□ ない	■ ある →	内容：共通の写真管理ソフトを使用することで、住宅性能を保管する。写真閲覧を行うことで品質が保	◎
	②-2	上記共通ルールが守られていることの確認手法	□ ない	■ ある →	内容：事務局が施工事業者に施工写真一覧を保管管理できているかを確認する。事務局が任意に各	○
	③-1	需給計画の策定	□ ない	■ ある →	内容：適宜開催される各講習会の場において、事務局より需要のアンケートを行う。需要の量に応じて	○
	③-2	技術力向上のための中長期的な計画	□ ない	■ ある →	内容：中期的には2020年省エネルギー基準の対応が取れるように設計講習や情報の配信により理	○
	④	③に基づく業種ごとの合理化の取組	□ ない	■ ある →	内容：Webサポートシステムを広く活用してもらうことによりIT関与への習慣を促しタイムリーな情報の	○
b	①-1	省エネ技術講習会への施工事業者社員の参加人数	昨年度までの終了者数　15	今年度の参加目標人数　5	施工業者14社のうち1.5人が修了者であるため、1社あたり2人の修了者数を目指す。	○
	①-2	省エネ技術講習会への請負技能者等の参加人数	昨年度までの終了者数　15	今年度の参加目標人数　5	施工業者14社のうち1.5人が修了者であるため、1社あたり2人の修了者数を目指す。	○
	②	省エネ技術講習会への参加促進のための取組	□ ない	■ ある →	内容：湖国すまい・まちづくり推進協議会で開催される住宅省エネルギー施工技術研修会の日程を事	◎
c	①	新たな技術等の導入	□ ない	■ ある →	内容：現在びわ湖材の機械等級を格付けされた材料は流通していない。しかし、当グループ内でJAS	○
	②	新たな技術等の開発	□ ない	■ ある →	内容：消費者の安全の担保と消費者の信頼獲得、地域の活性化のため機械等級で格付けされたびわ	○
その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入してください。			一般社団法人滋賀でいい暮らしいえづくりの会サポートウェブのシステムを情報共有のツールとして使用し、長期優良住宅・認定低炭素住宅・ゼロエネルギー住宅の設計、施工における支援を行う。			◎

※）　行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

＜地域型住宅グリーン化事業に対する取り組み＞（長寿命型・高度省エネ型・優良建築物型共通）　＜様式３－３＞

１．地域型住宅の名称・対象地域（必須）	（地域型住宅の名称） MotherLakeと暮らす「近江びわ湖の家」	（地域型住宅供給対象地域） 滋賀県・京都府
２．グループの名称・結成年月（必須）	（グループの名称） 一般社団法人滋賀でいい暮らしいえづくりの会	（結成年） 2012 年
３．過去のブランド化事業採択グループ番号（必須）	06-0666-0508	

４．地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み　※記入した内容おいて「必ず実施する取組み」の場合は◎印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。
※住宅と建築物（非住宅））の両方を申請する場合において、取組に違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。

オ．地域の産業・住文化・景観等への寄与

【平成30年度対応方針】			◎、○記入欄
a ①	地域材利用に関する共通ルール（必須）	地域材利用に関する共通ルールは以下のとおりとする。 要構造材に使用する地域材の割合は100%とする。 は120ミリ角以上、外周柱は105ミリ角以上とする。 者から流通事業者まで邸別のチェックシートを利用し、産地、加工、出荷の押印証明をつける。 給者および製材・集成材・合板製造業者が海外の場合はこの限りではない。 ①主 ②通し柱 ③原木供給 ただし、原木供	◎
a ②	地域材利用の1棟当たりの割合（必須）	□ 50%未満　□ 50%以上　■ 80%以上	
a ③	標準的な地域材の使用部位（必須）	主要構造材　土台：□ 使用していない　■ 使用している 柱：□ 使用していない　■ 使用している 梁・桁等の横架材等：□ 使用していない　■ 使用している 羽柄材　間柱、根太、垂木等：□ 使用していない　■ 使用している 造作材　枠材、廻縁等：□ 使用していない　■ 使用している 板材　壁板、床板等：□ 使用していない　■ 使用している	◎
a ④	地域材の流れ（フロー図）などグループの取組に関する補足説明	・手刻み加工の場合地域材は、流通事業者を介して会員工務店に納入されるため、プレカット事業者を介さない。そのため、加工証明は会員工務店が押印する。 ・羽柄材（屋根タルキ、破風板、窓台、まぐさ、間柱、筋交い）・合板の、プレカットを行わない場合は、合板製造者・製材事業者からプレカット事業者を介さず直接流通事業者へ納入されるため、プレカット事業者は必要なくなる。 ・合法木材を使用するにあたり、原木供給者が海外事業者の場合は特定が非常に難しいため合法木材証明書をもって、製材業者以後の特定によって対応する。そのため、合法木材の原木供給者の特定を行わない。	
b ①-1	地域材在庫把握の仕組	□ ない　■ ある →　内容：事務局が施工構成員の住宅および建築物の受注状況を聞き取り製材事業者の在庫状況の把握を行うことで、材料手配のタイムロスをなくす。また、不足する状況が把握できたときは、事務局から川上に働きかけ原木の調整を行い川上から川下までの円滑な供給体制を取る。	◎
b ①-2	地域材価格の共有の仕組	■ ない　□ ある →　内容：	
b ②	グループ全体における地域材の需給予測	□ 行っていない　■ 行っている→　内容：需要予測は主要構造材で550m3、羽柄材、造作材、板材で300m3. 供給予測は、主要構造材で670m3、羽柄材、造作材、板材で360m3。	◎
c ①-1	畳の活用	□ 行っていない　■ 行っている→　内容：今年度の使用予定枚数（1畳換算）120枚。20戸が和室プランとのヒヤリングにより、平均6畳間として換算。	◎
c ①-2	和瓦の活用	□ 行っていない　■ 行っている→　内容：今年度の使用予定坪数：600坪　平均40坪の住宅の屋根部が平均30坪と想定し、20戸分での換算。	◎
c ①-3	襖の活用	□ 行っていない　■ 行っている→　内容：今年度の使用予定枚数（3×6換算）40枚　20戸の和室に6尺間口の押入れを予定。	◎
c ①-4	障子の活用	□ 行っていない　■ 行っている→　内容：今年度の使用予定枚数（3×6換算）40枚　20戸の和室に6尺間口の縁側間仕切りを予定。	◎
c ②-1	その他地域の伝統的な素材の活用	□ 行っていない　■ 行っている→　内容：滋賀県には葭を利用した葦簀や天井材が製作されている。その材料を積極使用できるように施工構成員に働きかけるように事務局が中心となり行う。具体的には、講習会での活用方法の事例を紹介していく。	◎
c ②-2	その他地域の伝統的な意匠の活用	□ 行っていない　■ 行っている→　内容：びわ湖材を推奨していることから外壁についても板貼りを推奨し、窯業系に統一されない当該地域に根ざした家づくりを推奨していく。	◎
d ①	地域の伝統的なデザインを継承する取組	□ 行っていない　■ 行っている→　内容：山林とびわ湖の影響により、気象条件を勘案した独自性を持った施工事業者がある。講習会等でプランを紹介しながら継承していく意義を伝えていく。	◎
d ②	地域の住まい方の継承につながる取組	□ 行っていない　■ 行っている→　内容：琵琶湖を持つ盆地が起因となり、一年を通して卓越風がほぼ一定方向から吹く地域と夏季冬季で風向きが変わる地域があるため、通風計画をたて風を利用した家づくりを行う。	◎
d ③	地域の街並み形成へ寄与する取組	□ 行っていない　■ 行っている→　内容：滋賀県は琵琶湖を中心とした街並みが形成されている。そのため琵琶湖の水源涵養に対する取組みが行政からも多く行われている。その中の一つに「木の香る淡海の家推進事業」がある。当会の住宅における共通ルールで、この事業の構想に合致するいえづくりを推奨していく。	◎
d ④	和の住まいの要素を取入れた取組	□ 行っていない　■ 行っている→　内容：当会の製材業者の中に滋賀県産材の化粧材を製作する構成員があり、建具枠や外装材、内装材の商品化が進んでいる。材質は杉に特化しており、それを使用することにより和の要素が現代建築にも取り入れやすいと考えられる。製材構成員が中心となりその事例等を講習会または紙面にて施工構成員に説明する。	◎
その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入してください。		住宅における地域の経済効果は多大なものと考えられる。また、衣食住の1つを担う住宅は、暮らしの中で様々な係りを持つことも想像できるため、その他の構成員の入会社を現状より増加させる。そのことにより、住産業のみならず地域の経済の活性化に寄与する。	◎

カ．その他

【平成30年度対応方針】		◎、○記入欄
東日本大震災の復興に資する取組		
平成28年熊本地震の復興に資する取組		

※）　行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

１．地域型住宅の名称・対象地域（必須）	（地域型住宅の名称） MotherLakeと暮らす「近江びわ湖の家」	（地域型住宅供給対象地域） 滋賀県・京都府
２．グループの名称・結成年月（必須）	（グループの名称） 一般社団法人滋賀でいい暮らしいえづくりの会	（結成年） 2012 年
３．過去のブランド化事業採択グループ番号（必須）	06-0666-0508	

４．地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み

キ．グループが取組む木造住宅・建築物の特徴
※この項目は、高度省エネ型、優良建築物型を申請するグループのみ記入してください。
※申請に係る認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅、ゼロ・エネルギー住宅、優良建築物の性能や特徴等について記入してください。

・ゼロエネルギー住宅・・・当会の地域型住宅供給対象地域の滋賀県および京都府は、外皮平均熱貫流率基準値（UA値）の必達値が0.6以下と共通だが、滋賀県と京都府両地域に5地域と6地域が混在し、年間日射地域区分もA2区分とA3区分が混在する。
よって地域区分別にグループのモデルプラン試算をし、グループ内にて協議設定。

平成29年度の実績データと、今年度の確定案件・予定案件のある施工事業者とのヒヤリングにより、5地域のUA値については昨年度同様に0.45以下をグループ目標とし、6地域についてはランクアップUA値の0.5以下をグループ目標とする。

2020年までに標準的な新築住宅での50%以上をZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とする政府目標を具現化するには、まず一棟でも多くのゼロエネルギー住宅の施工事業者をグループ内から輩出することが重要かつ先決と考える。
そのために5地域区分についてはランクアップUA値の達成目標は2020年までとし、昨年度に引き続き0.45以下を経過目標とし設計技術の講習を開催し誘導していく。
ランクアップ外皮性能については、グループの供給戸数の50%を目標指針とする。

また機器による省エネルギー手法を除くエネルギー削減率（R0)の数値にも拘り、平成29年度の実績データのチェックおよび平成30年度のエントリー施工事業者とのヒヤリングにより、平成29年度同様に30%以上を共通目標とする。そのことにより、機器だけに頼らない住宅そのものの性能向上につながると判断し、メンバー内周知を行う。
また温熱環境を机上の数値に近づけるためには、施工技術により大きく左右されるC値にも拘る必要がある旨周知し、技術向上を誘導するプロジェクトも今年度発足する。

非住宅の優良構築物に利用されていたBELS認証が住宅版としても導入されたことにも着眼し、共通概念で住宅・非住宅ともに施工事業者に携わってもらうこと及び、BELS工務店として消費者に信用を得る第一歩としても有益であり意識向上にもつながると考え、BELS認証による評価にも拘り提案種別を決定。

・認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅・優良建築物・・・　高度省エネ型・優良建築物型の内容説明を講習会にて行う。高度省エネ型には共通の外皮平均熱貫流率および暖冷房期の外皮平均日射熱取得量の考え方があることを施工業者に伝える。
　滋賀県北部は相対的に市街化調整区域が多く、認定低炭素の考え方に理解が浅い事業者が多いのが現状である。
　よって、ヒヤリングにより京都方面にも案件があることも踏まえ、地域型住宅供給対象地域を昨年同様に選定している。
　そのことにより、地域材の循環と住宅・構築物の性能向上が図れ、地域の中小工務店が大手ハウスメーカーやビルダーと競合出来る環境整備が出来ると考える。更にグループ内でその手法・計算方法を伝えていくことで、2020年の省エネ基準改正への対応力を養っていきたい。

　当グループの地域型住宅　MotherLakeと暮らす「近江びわ湖の家」の絶対的共通ルールである「主要構造材100%地域材」により、地域材加算申請もまた100%であり潜在的に合法木材・びわ湖材産地証明制度の活用を促進する内容となっている。

※）　行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。